

保育業界(放課後児童クラブ等含む)における留意事項

～具体的な取り組み～

■職員や子どもの健康管理等について

発熱や呼吸器症状(以下「発熱等」という。)が認められる場合には、職員には出勤を行わないことを徹底し、子どもの利用は断るようになります。過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとなります。

子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、その子どもの保護者に対し、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安として登園を避けるよう要請します(職員も同様です)。

病後児デイサービス、病児保育の利用児については、適切に主治医からの意見を聴取のうえ、保育を行いましょう。



■施設における感染拡大予防対策等について

改めて以下の感染症対策等を心がけてください。

- ・適切な手洗い(石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒など)を徹底するようにしましょう。
- ・タオルの共用は絶対にしないようにしましょう。手洗いの時にはペーパータオルを使用することが理想的です。また、水遊び後の足マットや体を拭くタオルの共有も避けるようにしましょう。
- ・定期的な施設の消毒をしましょう(手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールの他、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です。)
- ・定期的に換気を実施しましょう。
- ・日常的にできるだけ全員が咳エチケットを実施するようにしましょう(乳児など咳エチケットを全員は実施できませんが、可能な限り園児にも取り入れるようにしましょう。)
- ・行事、食事、昼寝、遊びの場面等では「待つ」「並ぶ」時など特に密集しないよう工夫しましょう。
- ・調理従事者や納入業者が不在となった場合を想定し、少人数でできる給食献立や調理体制の検討、また、乾物や備蓄食品などすぐに使用できる食材を準備しておきましょう。



今後も『保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)(2021(令和3)年8月一部改訂)』の原則を基に、施設の状況を考慮したうえで、子どもの育ちを守る保育者の専門性を生かした保育と感染拡大予防をお願いいたします。

～参考～

【ガイドライン】

- ・保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825345.pdf>

【国などからの通知】

- ・厚生労働省「保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

- ・内閣府「新型コロナウイルス対応に関する通知・事務連絡等」

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html

